

# 「週休2日モデル工事」の実施要領の改正について ～ お 知 ら せ ～

令和2年4月  
山 口 県

「週休2日モデル工事」の取組状況を踏まえ、実施要領を改正しましたので、下記のとおりお知らせします。

## 記

### 1. 適用基準日

令和2年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

### 2. 対象工事【拡大】

現場作業を行う期間が1ヶ月以上の全ての工事を対象とする。

ただし、特に緊急を要する工事、施工時期等に制約がある工事は対象外とする。

### 3. 「週休2日」の定義【「原則、土曜日、日曜日」から「4週8休以上」へ変更】

対象期間において、4週8休以上の現場閉所が行われること。

### 4. 発注方式【「発注者指定型」の追加】

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定型」と、受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む「受注者希望型」とする。

### 5. 実施方法

- (1)発注者は、現場説明書に「週休2日モデル工事(発注者指定型あるいは受注者希望型)の対象工事である」旨を明記して発注する。
- (2)「発注者指定型」の場合、受発注者は、契約後、発注者が作成した工事工程表(参考)を基に、工事工程のクリティカルパス等を共有する。
- (3)「受注者希望型」の場合、受注者は、契約後速やかに「週休2日」の実施希望の有無について、発注者に書面で協議する。「週休2日」の実施を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに週休2日の実施に必要な工期について発注者に協議し、発注者は工期延伸が必要と認められる場合に契約変更を行う。

### 6. 確認方法

発注者は、現場閉所状況が判る実施工程表や出面表等により、「週休2日」の実施状況を確認する。

### 7. 補正方法等【「4週6休以上」の追加】【工事成績評定の変更】

- (1)精算時に、「4週6休以上」の達成が確認できた場合は、経費の補正を行う。  
(ただし、発注者指定型においては「週休2日」の達成が確認できた場合にのみ補正)
- (2)現場閉所状況に応じて、工事成績評定の「工程管理A」と「工程管理B」において評価する。なお、受注者希望型については、週休2日を達成できなかった場合であっても、減点は行わない。

※上記以外については、別添の『「週休2日モデル工事」の実施要領』による。詳細については、山口県技術管理課ウェブサイト(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/>)参照